

6 補助金交付の要件（専門的指導）

補助金交付に当たり、市に**事前相談の申込み**を行った後、市が定める支援機関において、**専門的指導**を受ける必要があります。事前相談及び専門的指導を受けずに交付申請することはできません。

（1）市が定める支援機関

高松商工会議所、高松市中央商工会、高松市牟礼庵治商工会、香川県商工会連合会

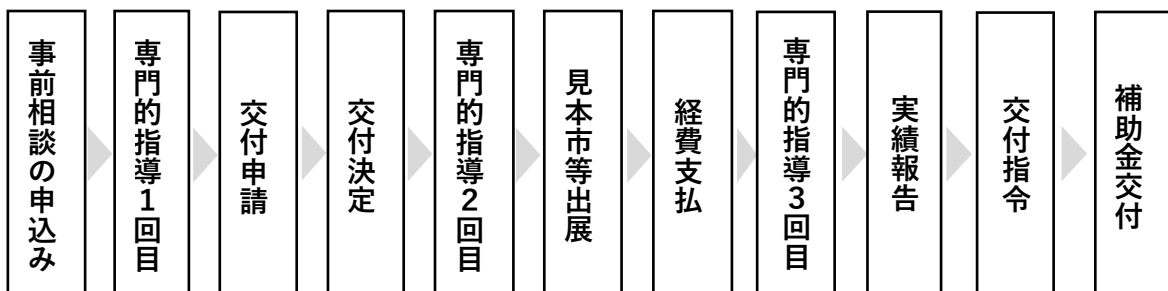
（2）専門的指導の受講回数

専門的指導は、交付申請前1回、交付決定後かつ見本市等出展前1回、事業完了後かつ実績報告前1回の計3回受講する必要があります。

留意事項

- ・香川県商工会連合会は、交付申請前のみ受講可能です（2回目以降は他の支援機関で指導を受けることとなります。）。
- ・専門的指導の会場は、各支援機関となります。
- ・専門的指導の受講については、事前相談の申込みを受付後、個別に案内します。
- ・専門的指導は、法人の場合は代表者又は主となって補助事業を遂行する者が、個人事業主の場合は本人が受講してください。

7 補助金交付までの流れ



（1）事前相談の申込み

受付開始：令和7年4月7日（月）から

※事前相談の申込みにおける補助申請予定額が予算上限に達した時点で受付を終了します。

必要書類：事前相談申込票（高松市ホームページからダウンロードしてください。）

申込方法：以下の URL 又は二次元コードから、電子申込みしてください。

(URL)

<https://logoform.jp/form/dV7M/971044>

(二次元コード)



(2) 専門的指導の可否を通知

(1) の申込内容を確認し、市から申込者に対し、専門的指導の可否と指導を行う支援機関等をメールで通知します。事前相談の申込みの内容は、市から、指導を行う支援機関に共有します。

(3) 専門的指導 1 回目の受講

支援機関で指導を受け、事業実施計画書等のブラッシュアップを行ってください。

受講期日：専門的指導の可否の通知のあった日から起算して12日以内

※ (2) の通知を受けた後、速やかに（遅くとも通知のあった日から起算して4日以内に）支援機関に連絡し、受講日時の調整を行ってください。

期日までに専門的指導を受けなかった場合、(1) 事前相談の申込みは原則無効となります。

※作成した事業実施計画書（様式第2号）及び事業や出展見本市等の概要が分かるものを、指導当日、支援機関に持参してください。

(4) 交付申請

交付申請書類を市に提出してください。

提出期日：専門的指導1回目の受講日から起算して14日以内（当日消印有効）

提出方法：窓口持参又は郵送

※ 期日までに交付申請書類を提出しない場合は、事前相談の申込みが無効となります。

※ 窓口に持参する場合は、代表者又は従業員（社員証等の提示で従業員であることを確認できる者）による申請のみ受け付けます。

(5) 交付決定

(6) 専門的指導 2 回目の受講

支援機関で、出展に向けた商談準備や事業の進行・管理等の指導を受けてください。

※交付決定後、速やかに支援機関に連絡し、受講日時の調整を行い、見本市等出展前

に指導を受けてください。

(7) 見本市等への出展

(8) 経費支払

(9) 専門的指導 3 回目の受講

支援機関で指導を受け、事業実施後のフォローアップを行ってください。

※出展完了の目途が立ち次第、速やかに支援機関に連絡し、受講日時の調整を行い、
出展終了後、実績報告前に指導を受けてください。

(10) 実績報告

提出期日：事業完了日から 20 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで

提出方法：窓口持参又は郵送

※事業完了日は下表のとおりです。

出展見本市等の区分	事業完了日
見本市（国内・国外・オンライン）	出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。ただし、出展前に補助対象経費支払が完了している場合は、出展終了日を事業完了日とみなします。
越境 EC モール	出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。 詳細については、交付決定後、事業実施計画等に応じて、個別に御案内します。

(11) 交付指令

専門的指導（3 回）の受講を確認の上、実績報告書等を審査し、補助金の額が確定しましたら、交付指令書を送付します。

(12) 補助金交付

交付指令書に同封する請求書（高松市会計規則施行規程様式第 9 号）を提出してください。補助金は申請者本人の名義の口座にのみ振込が可能です。また、請求書の提出から振込までは 2 週間程度かかります。

なお、振込の通知は致しませんので、通帳記帳等により御確認ください。

留意事項

- ・既に、見本市等への出展申込みが完了している場合であっても、交付決定後に見本市等の参加を予定している場合は、補助金を申請することが可能です。
- ・補助事業を変更（軽微な変更の場合を除く。）しようとするときは「変更申請」、補助

事業を中止し、又は廃止しようとするときは「中止（廃止）申請」が必要です。必要書類等の案内がありますので、必ず、事前に高松市産業振興課まで連絡してください。また、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由等を高松市産業振興課に報告してください。

- ・ 交付決定額を増額変更することはできません。